

山梨県公報

第千六百五号

平成十七年

九月二十二日

木曜日

目次

○結核の予防のための施策の実施に関する計画	六五三
○一般廃棄物処理施設の設置の許可申請	六五三
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	六五四
○保安林の指定の解除の予定	六五四
○農地法第二条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示	六五五
○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件)	六五五
○土地収用事業の認定	六五五
○道路の区域変更	六五六
○道路の供用開始(三件)	六五七
○建築基準法に基づく道路位置指定	六五七
○大規模小売店舗の新設に関する届出	六五八
○土地改良区役員の退任及び就任	六五八
企業局	
○山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程	六五八
人事委員会	
○山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	六五八

告示

山梨県告示第四百八十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三条の四第一項の規定により結核の予防のための施策の実施に関する計画を定めたので、その計画書を山梨県福祉保健部健康増進課、各保健所及び山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第四百八十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置について許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請の内容等

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(一) 氏名又は名称 株式会社山の都 代表取締役 石丸節子
(二) 住所 南巨摩郡身延町常葉二百四十五番地

2 一般廃棄物処理施設の設置場所

南巨摩郡身延町北川字金上四千八十三番外六十三筆

3 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第五条

第二項に該当する施設

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

不燃ゴミ及び燃え殻

5 申請年月日

平成十七年七月十九日

二 申請書等の縦覧

1 縦覧に供する書類

申請書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第三項の書類

2 縦覧場所

山梨県県民情報センター及び山梨県峡南地域振興局林務環境部

3 縦覧の期間及び時間

この告示の日から平成十七年十月二十四日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書に記載すべき事項

- (一) 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号
- (二) 意見を述べようとする対象事業の名称
- (三) 生活環境保全上の見地からの意見

2 提出先

山梨県森林環境部環境整備課（郵便番号四〇〇―八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号）

3 提出期限

平成十七年十一月八日まで。なお、郵送による場合は、同月八日午後五時までに提出先に必着すること。

4 その他

詳細については、山梨県森林環境部環境整備課（電話〇五五―三三一―五一八）に問い合わせること。

山梨県告示第四百八十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置について許可の申請があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請の内容等

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(一) 氏名又は名称 株式会社山の都 代表取締役 石丸節子

(二) 住所 南巨摩郡身延町常葉二百四十五番地

2 産業廃棄物処理施設の設置場所

南巨摩郡身延町北川字金上四千八十三番外六十三筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条

第十四号ハに該当する施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、汚泥、廃プラスチック類、ばいじん及び燃え殻

5 申請年月日

平成十七年七月十九日

二 申請書等の縦覧

1 縦覧に供する書類

申請書及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第三項の書類

2 縦覧場所

山梨県県民情報センター及び山梨県峡南地域振興局林務環境部

3 縦覧の期間及び時間

この告示の日から平成十七年十月二十四日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

三 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 意見書に記載すべき事項

(一) 意見書提出者の氏名、住所及び電話番号

(二) 意見を述べようとする対象事業の名称

(三) 生活環境保全上の見地からの意見

2 提出先

山梨県森林環境部環境整備課（郵便番号四〇〇―八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号）

3 提出期限

平成十七年十一月八日まで。なお、郵送による場合は、同月八日午後五時までに提出先に必着すること。

4 その他

詳細については、山梨県森林環境部環境整備課（電話〇五五―三三一―五一八）に問い合わせること。

山梨県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

国定公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百八十六号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示（平成十六年山梨県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

一の表の一の項中「西八代郡三珠町」を「西八代郡市川三郷町（旧三珠町の区域に限る。）」に改め、同表の三の項中「市川大門町及び六郷町」を「及び市川三郷町（旧三珠町を除く。）」に改める。

附則

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

山梨県告示第四百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十七年九月十三日櫛形土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十七年九月十三日甲西土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第四百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 起業者の名称

富士吉田市

二 事業の種類

（仮称）明見湖公園整備事業

三 起業地

1 収用の部分 富士吉田市大字小明見字海端及び字池尻地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

（仮称）明見湖公園整備事業（以下「本事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十七年度に一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

（一）申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、明見湖周辺の自然環境を保全するとともに、農業体験及び自然体験

ができる施設並びに地域住民の憩いの場となる公園を整備する事業である。
明見湖は蓮池とも呼ばれ、かつては沢水及び湧水を水源としたきれいな湖であり、希少な親水空間として地域住民の憩いの場として古くから親しまれてきたが、近年になって、土砂の流入等により水質の汚濁が進み、水草や藻の発生が続いていたため、景観や自然環境の保全を前提とした対策が地区内外から要望されていた。

本事業が完成すると、明見湖畔の自然環境が保全され、地域住民の憩いの場となる等住民サービスの向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家は密集しておらず、本事業は、環境保全を目的としている事業であることから土地への造作も少なく、設置する建築物も小規模であることから周辺環境に与える影響は小さいものと考えられ、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

また、富士吉田市教育委員会によると、本事業の起業地は、埋蔵文化財包蔵地ではないため、起業者が保護のため特別の措置を講ずる文化財は見受けられない。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

本事業は、富士吉田市総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本方針において、貴重な自然資源を生かしながら整備を進めるべき事業として位置付けられており、その実施については、以前から地元住民や小中学校等から陳情書が提出

されている。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業は、明見湖周辺に残された自然を保全しながら、農業体験や自然体験ができる施設及び地域住民の憩いやふれあいの場として湖畔を整備することを目的としている。

起業地の範囲は、動植物を保護すべき範囲、水辺、里山等の自然に接し、農業体験学習ができる範囲、地域住民及び来園者の憩いの場となる範囲等、環境保全と公園整備の観点から積算した規模としており、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
富士吉田市環境美化センター内保健福祉部環境政策課

山梨県告示第四百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 朝日小沢猿橋線

三 道路の区域

区 間	大月市猿橋町大字猿橋字小倉一五七四番の 一地从先から 大月市猿橋町大字猿橋字小倉一五八九番地 先まで	
	新	旧
旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	一五・二 一九・八	一六・〇
	九・〇 一九・八	一六・〇

山梨県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年十月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の 種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山勝沼沿線	塩山市大字牛奥字宮ノ前四二二 七番の一地从先から 塩山市大字牛奥字百市三三七四 番地先まで	一六〇・〇	平成十七年 九月二十二 日

山梨県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年十月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の 種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四尾連湖公	西八代郡市川大門町字道東七〇	八三五・〇	平成十七年

園線	五七番の一地从先から 西八代郡市川大門町字山崩六七 四番の一地从先まで	九月二十七 日
----	---	------------

山梨県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の 種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	身延本栖線	南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇五番の三地从先から 南巨摩郡身延町大字身延字東谷 三五〇三番の三地从先まで	三三一・〇	平成十七年 九月二十二 日

山梨県告示第四百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十七年九月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
上野原市上野原字新町一五八四番二
- 二 道路の幅員
四・〇〇メートル
- 三 道路の延長
二八・〇〇メートル

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年一月二十二日まで縦覧に供する。
 平成十七年九月二十二日

一 届出者の氏名又は名称及び住所
 山梨県知事 山 本 栄 彦

氏名又は名称	住 所
株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦	東京都国立市西一丁目十一番地の六
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 石和ショッピングタウン
 - (二) 所在地 笛吹市石和町今井字参宮地百九十三番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住 所
株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦	東京都国立市西一丁目十一番地の六
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十八年五月三日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 三千四百十八・三一平方メートル
- 三 届出年月日
 平成十七年九月二日

● 土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十七年九月二十二日

一 退 任
 山梨県知事 山 本 栄 彦

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	市川 元就	南アルプス市鏡中条四六四番地	平成十七年八月十七日

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	五味 喜文	南アルプス市藤田一六四九番地二	平成十七年八月十八日

企 業 局

山梨県企業局管理規程第十一号
 山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十七年九月二十二日

山梨県公営企業管理者 三 井 弘 之
 山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局処務規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書及び第二項を削る。
 第一号様式及び第二号様式を削る。

附 則
 この規程は、公布の日から施行し、平成十七年六月一日から適用する。

人 事 委 員 会

山梨県人事委員会規則第三十一号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年九月二十二日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の

一部を次のように改正する。

別表第八中「西八代郡市川大門町山家」を「西八代郡市川三郷町山保」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番